

(お 知 ら せ)

令和3年10月26日
航空幕僚監部

伊空軍との「委託教育に関する取り決め」の合意について

航空自衛隊は、伊空軍に委託する教育に関する「航空自衛隊及び伊空軍間の I F T S (International Flight Training School) における教育訓練についての取り決め」について次のとおり伊空軍と合意しました。

1 目的

航空自衛隊操縦者の効果的な養成及び伊空軍との防衛交流・協力の推進

2 署名日

令和3年10月21日(木)

3 概要

- (1) 本取り決めの内容は、伊空軍で教育を担当している I F T S に航空自衛隊隊員を派遣するために必要な事項を記載したものです。
- (2) I F T S とは、各種戦闘機操縦者の養成を目的に、最新の練習機 (T-346) 及び器材等を用いた教育を実施している学校であり、本取り決めにより航空自衛隊隊員の派遣が可能となります。
- (3) また、今般の I F T S への航空自衛隊隊員の派遣は、航空自衛隊と伊空軍の防衛協力・交流を推進する上で重要な意義を有するものです。



航空幕僚長 井筒空将 (右)
伊国防武官 アニャレツリ大佐 (左)



伊空軍参謀長 ロツソ中将 (右)
防衛駐在官 阿部1佐 (左)